

定期報告の作成と提出のお願い

青 森 県

1 定期報告の目的と利用の範囲

全ての家畜の飼養者は、家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、飼養頭羽数及び衛生管理の状況について、年1回、県に報告しなければなりません。

別紙の「定期報告書」の様式に、**令和6年2月1日現在**の飼養頭羽数及び衛生管理の状況を記載し、提出をお願いします。

記載方法についてのお問い合わせは、最寄りの家畜保健衛生所をお願いします。

また、皆様から報告いただいた内容については、下記のとおり利用しますので、御了承ください。

【利用の範囲】

- ① 家畜の飼養管理指導の参考とします。
- ② 家畜防疫及び畜産振興を目的として、国、市町村、県の畜産担当部署間で情報の共有を行います。（畜産担当部署以外に個人情報提供されることはありません）
- ③ 家畜の飼養頭羽数等については、市町村ごとに集計を行いますが、集計結果については、農業畜産関係団体に対し、個人の飼養状況が確認できないよう処理した上で、提供する場合があります。
※黒毛和種繁殖農家の氏名、住所、繁殖雌牛の飼養頭数の情報については、県基幹種雄牛の凍結精液を適正に配分するため、供給計画を作成する全国農業協同組合連合会青森県本部に提供します。

2 定期報告書提出期日

市町村又は各家畜保健衛生所にお問合せください。

3 記載に当たっての注意事項

本報告書は、農場ごとに、家畜の飼養者が作成し提出してください。なお、家畜の飼養者以外に飼養衛生管理者がいる場合は、その者に作成させることができます。

(1) 基本情報

- ・法人の場合は、氏名の欄にその名称及び代表者の氏名を記載してください。
- ・複数の畜舎を所有する場合は、畜舎の所在地ごとに記載してください。
- ・家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者になる場合は「飼養衛生管理者の氏名」欄に同上と記載してください。なお、この場合、飼養衛生管理者の住所及び連絡先の記載は不要とします。
- ・飼養衛生管理区域ごとに飼養衛生管理者の情報を記載してください。

(2) 家畜飼養頭羽数等

- ・畜種ごとに該当する様式に記載してください。
※畜種：「肉用牛」、「乳用牛」、「豚・いのしし」、「馬」、「めん羊・山羊・鹿」
「鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥・だちょう」
- ・令和5年2月1日時点において、直前に家畜の出荷や移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあつては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点の数値（常時飼養頭羽数）を記載してください。

(3) 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況

- ・畜種ごとに該当する様式に記載してください。
- ・小規模飼養者は、(3)及び(4)の提出は不要です。

※小規模飼養者：牛・水牛・馬：1頭

鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし：6頭未満

鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥：100羽未満

だちょう：10羽未満

(4) 添付書類

記載例に基づき記載してください。

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容について同意する場合は「定期報告書」のチェックボックスにチェックを入れてください。

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定に基づく定期報告に係る 個人情報の取扱いについて

都道府県は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）第12条の4第1項の規定に基づき報告された定期報告書等に記載された個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び関係法令に基づき適正に管理し、定期の報告に係る業務のために利用します。

また、都道府県は、家伝法第12条の4第1項の規定に基づき報告された個人情報を、個人情報保護法及び関係法令に基づき適正に管理し、また、農林水産省へ第三者提供した上で、同省が運用する飼養衛生管理支援システムを利用して定期の報告に係る業務を行うとともに、必要最低限度の範囲内において家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に係る業務（家きん及び豚等における飼養衛生管理基準の自己点検に関する業務、病性鑑定（発生速報、月報等を含む。）に関する業務、豚熱予防的ワクチンの接種状況の報告に関する業務等をいう。以下同じ。）に利用します。

農林水産省は、提供を受けた個人情報を個人情報保護法及び関係法令に基づき適正に管理し、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に係る業務のために利用します。

定期報告書

西暦 年 月 日

都道府県知事 殿

農場名	:	
住所	:	
電子メール	:	
(電話番号)	:	— —
(FAX)	:	— —

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。
 別紙「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

1. 基本情報

家畜の所有者の氏名	
家畜の所有者の住所	郵便番号 —
家畜の所有者の連絡先	電子Mail :
	携帯電話番号 :
	(電話番号 :)
	(FAX :)
飼養衛生管理者の氏名	
飼養衛生管理者の住所	郵便番号 —
飼養衛生管理者の連絡先	電子Mail :
	携帯電話番号 :
	(電話番号 :)
	(FAX :)
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所	郵便番号 —

家畜の種類 及び頭羽数	乳用雌牛	成牛	育成牛	子牛			
		頭	頭	頭			
	肥育牛 (乳用種の雄牛及 び交雑種の牛を除 く。)	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛		
		頭	頭	頭	頭		
	肥育牛 (乳用種の雄牛及 び交雑種の牛に限 る。)	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛		
		頭	頭	頭	頭		
	肉用繁殖牛	成牛(雄)	成牛(雌)	育成牛	子牛		
頭		頭	頭	頭			
豚	繁殖豚			肥育豚 (子豚を除く。)	子豚		
	雄豚	母豚	育成豚				
	頭	頭	頭	頭	頭		
鶏	採卵鶏		肉用鶏				
	成鶏	育成鶏					
	羽	羽	羽				
馬その他	馬	(その他)	(その他)	(その他)	(その他)		
	頭	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)		
畜舎等の数	畜舎	ふ卵舎					
	舎	舎					

- 注意 1 本報告書は、農場ごとに、家畜の所有者（当該所有者以外に家畜伝染病予防法第3条の管理者がある場合にあつては、当該管理者。以下この1において同じ。）が作成し、提出すること。なお、作成に当たって、所有者以外の者が家畜伝染病予防法第12条の3の2の飼養衛生管理者である場合にあつては、当該飼養衛生管理者に作成させることができる。
- 2 家畜の所有者は、「家畜の所有者の氏名」欄、「家畜の所有者の住所」欄及び「家畜の所有者の連絡先」欄を記載すること。ただし、家畜の所有者以外に家畜伝染病予防法第3条の管理者がある場合、もしくは法人の場合にあつては、家畜の所有者に代わり管理者もしくは法人の情報を記載すること。
- 3 家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者となる場合については、「飼養衛生管理者の氏名」欄に「同上」と記載すること。この場合、「飼養衛生管理者の住所」欄、「飼養衛生管理者の連絡先」欄、「飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所」欄の記載は要さない。
- 4 衛生管理区域ごとに「飼養衛生管理者の氏名」欄、「飼養衛生管理者の住所」欄、「飼養衛生管理者の連絡先」欄、「飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所」欄をそれぞれ記載すること。
 その際、飼養衛生管理者が複数の場合は、本様式の1. 基本情報の該当欄に飼養衛生管理者を代表する者の情報を記載し、その他の飼養衛生管理者の情報については、1-2. その他の飼養衛生管理者の欄に記載すること。なお、飼養衛生管理者が1人の場合は1-2の提出は必要ない。
- 5 報告の期日等について
 (1) 報告事項は、その年の2月1日時点のものとする。こと。
 (2) 報告書の提出期限は、
 牛・水牛・鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし・馬の場合は、毎年4月15日

ロ 鶏・あひる・うずら・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合は、毎年6月15日

- 6 家畜の飼養頭羽数については、その年の2月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあつては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点のものとする。
- 7 「家畜の種類及び頭羽数」の欄における用語の意義は、次のとおりとする。
 - (1) 「乳用雌牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未満のものをいい、「子牛」とは日齢が満10日以上で月齢が満4月未満のものをいう。
 - (2) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満24月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満9月以上満24月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満9月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
 - (3) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満17月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満7月以上満17月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満7月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
 - (4) 「肉用繁殖牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
 - (5) 「子豚」とは、離乳した豚であつて月齢が満3月未満のものをいう。
 - (6) 「繁殖豚」において、「雄豚」及び「雌豚」とは月齢が満12月以上のものをいい、「育成豚」とは月齢が満3月以上満12月未満のものをいう。
 - (7) 「採卵鶏」において、「成鶏」とは日齢が満150日以上ものをいい、「育成鶏」とは日齢が満150日未満のものをいう。
- 8 「家畜の種類及び頭羽数」の「その他（ ）」の欄には、水牛、鹿、めん羊、山羊、いのしし、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、その種類ごとに該当するものを括弧内に記入の上、その頭数（羽数）を記入すること。
- 9 「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況」については、飼養する家畜の種類に対応する様式（1）から（4）までの間から選択し、記載すること。また、「飼養衛生管理基準遵守状況の添付資料一覧」に掲げた資料を添付すること。ただし、家畜伝染病予防法施行規則第21条の6において、報告事項が同条第1号、第2号及び第5号に掲げる事項に限定されている者（※）は、「1. 基本情報のうち、畜舎等の数」及び「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況」の報告並びに「添付書類」の提出は不要である。
- 10 報告いただいた家畜の所有者の氏名又は名称及び連絡先並びに飼養衛生管理者の氏名及び連絡先については、家畜衛生に関する情報の迅速な共有等を目的として、農林水産省に共有します。
また、法令に基づき農林水産省から家畜の所有者に関する情報についての報告を求められた場合には、報告いただいた内容の全部又は一部を同省に提供することがあります。
- 11 報告いただいた内容のうち、家畜伝染病予防法施行規則第21の6で定める事項については、家畜伝染病予防法第12条の4の2の規定に基づき、都道府県から当該家畜の所在地を管轄する市町村へ通知いたします。
※ 家畜伝染病予防法施行規則第21条の6において、報告事項が同条第1号、第2号及び第5号に掲げる事項に限定されている者とは、次の各号に掲げる家畜の所有者について、それぞれ当該各号に定める頭羽数の家畜の所有者をいう。
 - (1) 牛・水牛・馬の場合 1頭
 - (2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
 - (3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
 - (4) だちょうの場合 10羽未満

「鶏・鳥類用」

市町村名	氏名

2. 家畜の種類及び飼養羽数等

採卵鶏、肉用鶏（100羽未満は除く）

(単位：羽)

採卵鶏		肉用鶏	主な品種名
成鶏 (150日齢以上)	育成鶏 (150日齢未満)		
種 鶏			
卵用種		肉用鶏	
白玉系	その他	赤鶏系	その他

注1：100羽未満の鶏を飼養している場合は、「その他の鶏・鳥類」欄に記載する。

2：種鶏の欄には、肉用鶏や採卵鶏の親鶏を記載する。（産卵した卵が食用として出荷される鶏は採卵鶏、鶏そのものが肉用として出荷される鶏は肉用鶏であり種鶏ではない）

その他の鶏・鳥類

(単位：羽)

品種 ()	品種 ()	品種 ()	品種 ()

鶏舎数

※ 選択肢があるものについては、あてはまるものに○を記してください。「その他」の項目がある場合には、()内に具体的な内容を記入してください。

2 関係者以外を衛生管理区域に立ち入らせないようにする方法・衛生管理区域に立ち入った者が家畜に接触する機会を最小限とする措置の内容			
衛生管理区域の区分方法 :	柵 / ロープ / プランター / 白線 / 消石灰帯 / その他 ()		
立入制限の表示方法 :	立て看板 / 工事用カラーコーンの設置 / その他 ()		
畜舎への立入制限方法 :	畜舎出入口の戸締り / 立入者への付き添い / 畜舎出入口への看板 / その他 ()		
その他 :	()		
3 衛生管理区域出入口付近・畜舎に設置した消毒設備の種類			
衛生管理区域出入口 :	消毒薬噴霧器 / 車両用消毒槽 / 消毒ゲート / 消毒マット / 消石灰帯 / 踏込み消毒槽 / その他 ()		
畜舎出入口 :	消毒薬噴霧器 / 消毒マット / 踏込み消毒槽 / 手指消毒スプレー / その他 ()		
4 畜舎ごとの家畜の飼養密度 (畜舎ごとに記載)			
(畜舎区分)	(畜舎の面積)	(飼養頭羽数)	(飼育密度)
_____	_____ m ² (_____ × _____)	_____ 頭羽	= _____ m ² /頭羽
_____	_____ m ² (_____ × _____)	_____ 頭羽	= _____ m ² /頭羽
5 家畜伝染病発生時における埋却用地の確保状況			
①	埋却予定地の有無 : 有 / 無		
	所在地 :		
②	埋却予定地が自己所有でない場合		
	所有者の氏名 :		
	契約内容 : 書面契約あり (契約書の写しを添付) / 承諾は得ているが契約はしていない		
③	埋却予定地の現在の利用状況・面積・農場からの距離		
	利用状況 : 山林 / 原野 / 空地 / 採草地 / 放牧地 / 休耕地 / 畑 / その他 ()		
	面積 :	_____ m ²	農場からの距離 : _____ km
④	近隣住民や関係者への説明・承諾状況 :		
	説明し承諾を得ている / 説明しているが承諾は得ていない / 説明していない / その他 ()		
⑤	参考事項 :		

6 家畜伝染病発生時における焼却又は化製処理の準備措置： 有 / 無

① 施設の名称：

施設の所在地：

農場からの距離： km

② 処理施設の利用について、施設側への説明・承諾状況：

説明し承諾を得ている / 説明しているが承諾は得ていない / 説明していない / その他 ()

③ 近隣住民や関係者への説明・承諾状況：

説明し承諾を得ている / 説明しているが承諾は得ていない / 説明していない / その他 ()

7 埋却地・焼却または化製処理施設の確保ができていない場合、これらを確保するための取組状況

埋却地の購入を検討している / 埋却地としての利用を地権者に相談している / 候補用地を探している / 役場等関係者間で埋却予定地の確保について協議をしている / 焼却施設等を探している / その他 ()

8 農場ごとに作成する飼養衛生管理マニュアル

大規模所有者の場合（成牛200頭以上、育成牛、豚、いのしし、めん羊、山羊3,000頭以上、鶏・うずら10万羽以上、あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥1万羽以上）

1 担当獣医師について

氏名：

所属：

2 特定症状を確認した場合に、家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものの写し

市町村名	氏名
	記載例

「牛・豚・いのしし・めん羊・山羊・鹿・鶏・鳥類用」

※：小規模所有者（豚、いのしし、めん羊、山羊、鹿：6頭未満、鶏、鳥類：100羽未満、だちょう：10羽未満）の飼養者は、当該様式の記載は不要です。

1 農場平面図

① 衛生管理区域及び出入口

これを明示すること

② 消毒設備の設置箇所

・同一敷地内に家畜の使用場所と住居が存在する場合は、衛生管理区域と生活区域の区分が分かるよう、住居等を含めて記載下さい。

・衛生管理区域及び衛生管理区域の出入り口が明確にわかるよう記載下さい。

・衛生管理区域の区分方法と位置（ロープ、プランター、白線等）を記載下さい。

・衛生管理区域・畜舎の出入り口付近に設置した消毒設備の内容と場所を記載下さい。

・人の出入りを制限するために講じた措置（立て看板、ロープ等）の位置、内容を記載下さい。

・畜舎の大きさを記載下さい（縦〇〇m×横〇〇m等）

裏面へ

2 関係者以外を衛生管理区域に立ち入らせないようにする方法・衛生管理区域に立ち入った者が家畜に接触する機会を最小限とする措置の内容

衛生管理区域への立入制限方法：衛生管理区域の区画（柵・ロープ・プランター・白線） / 立入制限の立て看板設置
 衛生管理区域立入者への方法：立入者へのつきそい / 畜舎出入り口の看板設置 / 畜舎開放部へのネット・金網の設置 / 専用靴・作業着設置 / その他

3 衛生管理区域出入口付近・畜舎に設置した消毒設備の種類

衛生管理区域出入口：消毒薬噴霧器（車両用） / 消毒槽（車両用） / 消毒ゲート / 消毒マット / 消石灰帯 / 踏み込み消毒槽
 畜舎出入口：消毒薬噴霧器（身体用） / 消毒マット / 踏み込み消毒槽 / 手指消毒スプレー / その他

4 畜舎毎の家畜の飼養密度

畜舎が複数ある場合は、畜舎ごとに記載してください。

5 家畜伝染病発生時における埋却用地の確保状況

① 埋却予定地の所在地：有・無（どちらかに○）

住所：

② 埋却予定地が自己所有でない場合

所有者の氏名：

契約内容(契約書の写し)：書面契約あり / 承諾は得ているが契約はしていない / 承諾を得ていない

③ 埋却予定地の面積・現在の利用状況・農場からの距離

利用状況：山林・原野・空地・採草畑・放牧 ・ 面積： m² ・ 距離： m

④ 近隣住民や関係者への説明・承諾状況：説明し承諾を得ている / 説明しているが承諾は得ていない / 説明していない

⑤ 参考事項：

6 家畜伝染病発生時における処分方法を焼却または化製処理で検討：有・無（どちらかに○）

① 施設の名称：

住所： 農場からの距離： m

② 処理施設の利用について、施設側への説明・承諾状況：説明し承諾を得ている / 説明しているが承諾は得ていない / 説明していない

③ 近隣住民や関係者への説明・承諾状況：説明し承諾を得ている / 説明しているが承諾は得ていない / 説明していない

7 埋却地・焼却または化製処理施設の確保ができていない場合、これらを確保するための取組状況

埋却地の購入を検討している / 埋却地としての利用を地権者に相談している / 関係者間で共同し埋却予定地の確保を行う協議をしている / 候補用地を探している / 焼却施設等を探している / 農場・役場担当者との相談中である

8 農場ごとに作成する飼養衛生管理マニュアル

大規模所有者の場合（成牛200頭以上、育成牛、豚、いのしし、めん羊、山羊3,000頭以上、鶏・うずら10万羽以上、あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥1万羽以上）

1 担当獣医師について

氏名：

所属：

2 特定症状を確認した場合、家畜保健衛生所へ通報する手順書等の写し